

(改正版)

第 1 法第34条第 1 号に該当する日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等の開発行為等

昭和51年10月 1 日 適用
昭和52年 7 月 1 日 改正
昭和53年 4 月 1 日 改正
昭和55年 5 月 1 日 改正
昭和62年 2 月 1 日 改正
平成 6 年 4 月 1 日 改正
平成 7 年 4 月 1 日 改正
平成13年 1 月 1 日 改正
平成14年 4 月 1 日 改正
平成15年 3 月24日 改正
平成16年 5 月 1 日 改正
平成17年 4 月 1 日 改正
平成19年 4 月 1 日 改正

1 日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等の開発行為等は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 当該開発区域の周辺、半径300メートルの地域内におおむね50戸以上（市街化調整区域内の戸数）の建築物が連たんしていること。
- (2) 当該開発区域は、おおむね100メートルの範囲で建築物（主として住宅）が連続している地域に現に存する建築物（主として住宅）から100メートル以内に存すること。
- (3) 開発目的は、上記の地域内に居住している者（主として市街化調整区域内に居住している者）が必要と認める物品の販売等であること。
- (4) 当該開発区域の面積が500平方メートル以内のものであること。ただし、開発区域の周辺の居住者の利便及び業務形態から判断して、これによることが適当でない場合にあっては、1,000平方メートルを上限とすることができる。なお、開発面積が500平方メートルを超える場合は、幅員6.0m以上の道路に接するとともに、敷地内に駐車場を10台以上確保すること。
- (5) 敷地の形状は原則として旗竿形状でないこと。やむを得ず旗竿形状とする場合、その路地状部分は幅員6メートル以上であること。
- (6) 予定建築物の用途は、次の全てに該当するものであること。
 - ア 事務室、休憩室等の店舗の管理施設は必要最小限とし、その規模は25平方メートル以下であること。
 - イ 倉庫の規模は必要最小限とし、倉庫と管理施設の合計面積は、建築物全体の延べ面積の2分の1を超えないこと。
 - ウ 居住施設は含まないこと。
 - エ 共同店舗、長屋店舗でないこと
- (7) 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであること。
- (8) 販売形態は、販売対象が広域に及び営業形態の店舗、カタログ販売、訪問販売、インターネット販売等の業種でないこと。
- (9) 予定建築物の規模は、建築面積が250平方メートル、延べ面積が400平方メートル以下であること。
- (10) 自己の業務として事業を行うものであること。

本節で取扱い可能な物品の販売等の施設

- ・ 食料品小売業、医薬品・化粧品小売業、家庭用機械器具小売業、燃料小売業、農機具修理業、自動車一般修理業、一般食堂、理容業、美容業、施術業（はり、灸、あん摩等）に供する施設
- ・ 農林漁業団体事務所、農林漁家生活改善施設
- ・ 上記の施設で資料編（法第34条第 1 号に関する参考資料）に掲げる施設のうち、特に必要と認められる施設であること。
- ・ 業種は主として一の業種に限り、複数の業種の兼業でないこと。

新旧対比 (新)

第1 法第34条第1号に該当する日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等の開発行為等

昭和51年10月1日 適用
昭和52年7月1日 改正
昭和53年4月1日 改正
昭和55年5月1日 改正
昭和62年2月1日 改正
平成6年4月1日 改正
平成7年4月1日 改正
平成13年1月1日 改正
平成14年4月1日 改正
平成15年3月24日 改正
平成16年5月1日 改正
平成17年4月1日 改正
平成19年4月1日 改正

1 日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等の開発行為等は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 当該開発区域の周辺、半径300メートルの地域内におおむね50戸以上（市街化調整区域内の戸数）の建築物が連たんしていること。
- (2) 当該開発区域は、おおむね100メートルの範囲で建築物（主として住宅）が連続している地域に現に存する建築物（主として住宅）から100メートル以内に存すること。
- (3) 開発目的は、上記の地域内に居住している者（主として市街化調整区域内に居住している者）が必要と認める物品の販売等であること。
- (4) 当該開発区域の面積が500平方メートル以内のものであること。ただし、開発区域の周辺の居住者の利便及び業務形態から判断して、これによることが適当でない場合にあっては、1,000平方メートルを上限とすることができる。なお、開発面積が500平方メートルを超える場合は、幅員6.0m以上の道路に接するとともに、敷地内に駐車場を10台以上確保すること。
- (5) 敷地の形状は原則として旗竿形状でないこと。やむを得ず旗竿形状とする場合、その路地状部分は幅員6メートル以上であること。
- (6) 予定建築物の用途は、次の全てに該当するものであること。
 - ア 事務室、休憩室等の店舗の管理施設は必要最小限とし、その規模は25平方メートル以下であること。
 - イ 倉庫の規模は必要最小限とし、倉庫と管理施設の合計面積は、建築物全体の延べ面積の2分の1を超えないこと。
 - ウ 居住施設は含まないこと。
 - エ 共同店舗、長屋店舗でないこと。
- (7) 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであること。
- (8) 販売形態は、販売対象が広域に及び営業形態の店舗、カタログ販売、訪問販売、インターネット販売等の業種でないこと。
- (9) 予定建築物の規模は、建築面積が250平方メートル、延べ面積が400平方メートル以下であること。
- (10) 自己の業務として事業を行うものであること。

本節で取扱い可能な物品の販売等の施設

- ・食料品小売業、医薬品・化粧品小売業、家庭用機械器具小売業、燃料小売業、農機具修理業、自動車一般修理業、一般食堂、理容業、美容業、施術業（はり、灸、あん摩等）に供する施設
- ・農林漁業団体事務所、農林漁家生活改善施設
- ・上記の施設で資料編（法第34条第1号に関する参考資料）に掲げる施設のうち、特に必要と認められる施設であること。
- ・業種は主として一の業種に限り、複数の業種の兼業でないこと。

新旧対比 (旧)

第1 法第34条第1号に該当する日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等の開発行為等

昭和51年10月1日 適用
昭和52年7月1日 改正
昭和53年4月1日 改正
昭和55年5月1日 改正
昭和62年2月1日 改正
平成6年4月1日 改正
平成7年4月1日 改正
平成13年1月1日 改正
平成14年4月1日 改正
平成15年3月24日 改正
平成16年5月1日 改正
平成17年4月1日 改正

1 日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等の開発行為等は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 当該開発区域の周辺、半径300メートルの地域内におおむね50戸以上（市街化調整区域内の戸数）の建築物が連たんしていること。
- (2) 当該開発区域は、おおむね100メートルの範囲で建築物（主として住宅）が連続している地域に現に存する建築物（主として住宅）から100メートル以内に存すること。
- (3) 開発目的は、上記の地域内に居住している者（主として市街化調整区域内に居住している者）が必要と認める物品の販売等であること。
- (4) 当該開発区域の面積が500平方メートル以内のものであること。ただし、開発区域の周辺の居住者の利便及び業務形態から判断して、これによることが適当でない場合にあつては、1,000平方メートルを上限とすることができる。
- (5) 住宅部分を併設する場合にあつては、住居の用に供する部分の面積が建築物全体の延べ面積の2分の1を超えないこと。
- (6) 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであること。
- (7) 予定建築物の規模は建築面積が250平方メートル、延べ面積が400平方メートル以下であること。
- (8) 自己の業務として事業を行うものであること。

本節で取扱い可能な物品の販売等の施設

- ・食料品小売業、医薬品・化粧品小売業、家庭用機械器具小売業、燃料小売業、農機具修理業、自動車一般修理業、一般食堂、理容業、美容業、施術業（はり、灸、あん摩等）に供する施設
- ・農林漁業団体事務所、農林漁家生活改善施設
- ・上記の施設で資料編（法第34条第1号に関する参考資料）に掲げる施設のうち、特に必要と認められる施設